

組合員が亡くなったとき

遺族厚生年金ってどんなもの？

年金と聞くと「高齢になったときにもらえるもの」という漠然としたイメージをお持ちの方も多いと思いますが、年金には3つの種類があります。一定の年齢を迎えたことによりもらえるもの（老齢年金^{※1}）と、障害の状態になったことによりもらえるもの（障害年金^{※2}）と、被保険者が亡くなったときに残された遺族がもらえるもの（遺族年金）です。

このページでは、「遺族年金」の概要について、ご説明します。 ※1 P26参照 ※2 P25参照

どんなときに受け取れますか？

次の(1)から(4)の要件の、**いずれかに**該当するとき

- (1) 組合員が亡くなったとき
- (2) 元組合員が組合員期間中に初診日のある病気やケガが原因で、5年以内に亡くなったとき
- (3) 1級および2級の障害厚生年金を受給されている方が亡くなったとき
- (4) 老齢厚生年金、退職共済年金の受給権者または組合員期間等が25年以上である方が亡くなったとき

誰が受け取れますか？

次の(1)から(3)の要件の、**すべてを**満たす方

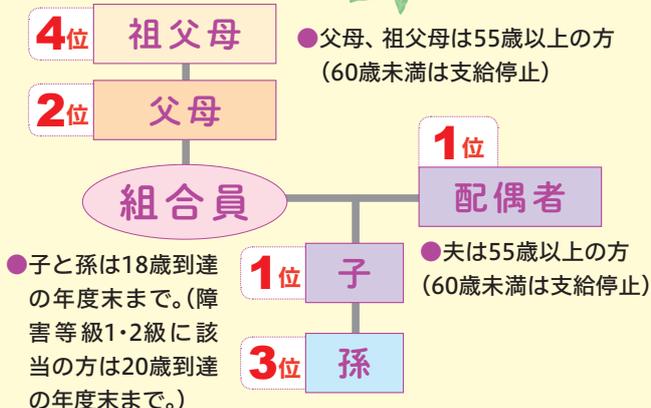
- (1) 亡くなった組合員の方と生計を共にされていた方
- (2) 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は655万5千円)未満である方
- (3) 以下の受給順位図にあげる遺族の範囲にいる方

金額はどのくらいですか？

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった組合員が受け取る老齢厚生年金の年額のおおむね**4分の3**([※])の額となります。

※ 65歳以上の配偶者で、自身の老齢厚生年金を受給されている場合、年額の算出方法が異なる場合があります。

受給順位



ねんきん基礎知識



遺族基礎年金と遺族厚生年金って、どっちがうの？

「国民年金」加入者の遺族に支給されるものが「遺族基礎年金」。「厚生年金」加入者の遺族に支給されるものが「遺族厚生年金」です。(P26 公務員の年金制度参照)

本頁では遺族厚生年金についてご紹介しました。遺族基礎年金の受給要件等につきましては、日本年金機構ホームページ等をご覧ください。

日本年金機構ホームページ



<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/izokunenkin/jukyuyoken/20150401-04.html>

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828